

令和元年度

第3回上越市農業委員会総会議事録

上越市農業委員会

令和元年度第3回上越市農業委員会総会議事録

日時 令和2年2月27日(木) 午後4時10分～午後5時15分

場所 直江津学びの交流館 2階 多目的ホール

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 村松 勝藏	9番 八田 賢司	18番 金子 昭榮
2番 秦 正敏	10番 小幡 利夫	19番 岸田 健
3番 古川 政繁	11番 佐藤 徳司	20番 金澤 稔
4番 新井 修一	12番 滝沢 記一	21番 五十嵐 彰
5番 久保埜徳雄	13番 高島 信雄	23番 大瀧 勇
6番 金井 薫	14番 笹川 慶一郎	24番 池田 京子
7番 小林 広良	15番 西條 弘子	
8番 上原 孝	17番 荒川 俊治	

(2) 農地利用最適化推進委員

竹内 浩行	高島 真一	西山 学	長井 恒夫	嶋田 勝
内藤 義一	杉田 藤一	大滝 正秋	小池 孝志	清水 強
滝本 武夫	平野 宏一	山岸 健二	細谷 正夫	上原 清則
前田 孝信	荻原 松男	高橋三登一	関川 貞行	澤田 清一
森橋 孝一	小林 政秋	長瀬 一成	大澤 純男	福原 弥
加藤 俊彦	齊藤 啓治	上原 正彦	山本 誠信	高宮 文男
杉田 喜慶	秋山 文雄	米川 尚登	上野 栄一	松本 香
稲葉 栄	津幡 徹重	上野 登	天明 伸浩	
近藤 晴夫	山口 利一	宮川 武彦	小林 正義	

2 欠席委員(農業委員)

16番 望月 博 22番 佐藤正雪

3 職務のため出席した事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	栗本 修一	大島区駐在室	班長	春谷 正明
	次長	松縄 浩一	牧区駐在室	副主任	上原 敏明
	係長	久保埜 修	柿崎区駐在室	駐在室長	保倉 政博
	係長	羽深 元子	柿崎区駐在室	副主任	諏訪部 太
安塚区駐在室	班長	上原 一夫	大潟区駐在室	主任	小林 貴広
浦川原区駐在室	主事	中嶋 慧斗	頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一

吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一	清里区駐在室	副主任	井田 義之
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭	三和区駐在室	主任	上田 良広
板倉区駐在室	班長	小林 俊彦	名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に付議した事件

・議案審議

報告第1号	令和元年部会等の報告について
報告第2号	農地所有適格法人の事業状況等の報告について
報告第3号	農業委員・農地利用最適化推進委員の募集結果について
議案第1号	令和2年度上越市農業委員会業務方針について
議案第2号	上越市農業委員会会議規則の一部改正について
議案第3号	上越市農業委員会農政部会の組織及び運営に関する規程の制定について
議案第4号	上越市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

・その他

- (1) 令和2年度予算の概要
- (2) 令和2年版上越市賃借料情報
- (3) 令和2年度定例農地部会年間予定表
- (4) 市農林水産部との意見交換会について
- (5) その他

5 会 議

<1 開会>

【事務局長】 ただ今から令和元年度第3回上越市農業委員会総会を開催します。議案書の次第に従い会議を進めます。

<2 会長あいさつ>

【事務局長】 最初に、荒川会長より挨拶をお願いします。

【会 長】 開会に当たり、一言、挨拶を申し上げます。

この冬は例年になく暖冬少雪となり、春からの農作業で水が不足しないか心配しているところです。

本日の総会では、新年度に向けた事業方針のほか、委員改選後の委員会を適切に運営していくための規則や規程の制定、改正について審議します。

改選後の委員会活動がスムーズに進むようしっかりとした審議をお願いします、挨拶とします。

【事務局長】 ありがとうございました。会長はそのまま議長席にお座りください。ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長に

議長をお願いし、会議を進めます。

< 3 資格審査報告 >

【議長】 それでは「3 資格審査」です。

本日の出席状況は、在任委員数 24 名、出席委員数 22 名、欠席委員数 2 名で、出席委員が過半数となり、会議規則第 7 条の規定により総会が成立します。

なお、本日は、推進委員 43 名も出席しています。

< 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 続いて、「4 議事録署名委員の指名」です。

議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。

議席番号 9 番・八田賢司委員、議席番号 15 番・西條弘子委員の両委員を指名します。

< 5 憲章唱和 >

【議長】 次第の 5「憲章唱和」ですが、先ほどの農地部会で唱和していますので省略します。

< 6 議 事 >

【議長】 それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「令和元年部会等の報告について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 初めに資料の構成について説明します。

農地部会は二部会が設置されていますので、3～4 ページには上越市全体の総括表を記載し、各農地部会の審議状況は、5～8 ページに記載しています。

報告は、農地部会ごとに行い、総括表については説明を省略します。また、9 ページ以降は「農政課題部会」、「情報・年金部会」、「会議の開催状況と内容」、「農業委員会集会・研修会の参加状況」などとなっています。

私からは、以上です。

【議長】 事務局から説明があったとおり総括表の説明は省略しますので、ご了承願います。

それでは、第一農地部会の報告を古川部会長よりお願いします。

【古川部会長】 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに第一農地部会において、審議した結果を報告します。

はじめに 5 ページの上段の表をご覧ください。この表は、月別の審議

件数の内訳です。

31年は、合計3,709件を審議し、前年比較で45件の増となりました。主なものとしましては、農地中間管理事業への移行に伴う「18条解約」の件数が増加した一方、非農地判断処理数等の減による「その他」の件数が前年と比べ減少しています。

5ページ中段の表をご覧ください。この表は、農地法第3条許可の内訳です。

昨年は、合計51件を許可しました。前年比較で24件の減となりました。なお、区分の「その他」の3件の内訳は、地上権、地役権や農地法第3条の買受適格証明に係る許可になります。

5ページ下段の表と6ページ上段の表をご覧ください。この表は、農地法第4条と第5条による農地転用の利用目的ごとの内訳です。5ページは件数、6ページは面積となります。

まず、5ページ下段の表です。

「区分」の「届出」は市街化区域内で、「許可」は「市街化調整区域・その他区域」で許可申請があった件数となります。合計で214件、前年と比較すると9件の増となりました。主な要因は、住宅にする目的での転用が多くなったことによるものです。

6ページ中段の表をご覧ください。この表は、農用地利用集積計画の決定状況です。

利用権設定、移転、所有権移転の件数は合計で1,503件、前年比較で8件の増となりました。

まとめになりますが、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、特に、中山間地域においては、多くの不作付地が発生しています。

当部会としても、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」をより良く果たせるよう、より一層推進に努めます。また、地域の現状や問題点の把握、関係団体との連携にも力を入れていきたいと考えています。

部会に課せられた責務が増加してきており、今後とも適期的確な審議と農業振興のため、当部会員一同が尽力することを申し上げ、第一農地部会の報告とします。

【議長】 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等につきましては、後ほど一括して受けます。

それでは引き続き、第二農地部会の報告を大瀧部会長よりお願いします。

【大瀧部会長】 第二農地部会について報告します。

まず、7ページをご覧ください。

1表は、審議件数の月毎の内訳です。
農地法第3条許可申請、農地法第4条及び第5条農地転用関係、農地法第18条第6項の合意解約及び農用地利用集積計画の決定等、合計 2,355件 となっています。合計件数の大幅な減少要因は「その他」に含まれる「非農地判断」の件数の減によるものです。

2表は、農地法第3条許可の内訳です。

売買、贈与並びに農業者年金受給のための親子間の使用貸借が主なものですが、前年と比較し件数・面積ともに若干減少しています。最近では農地移動の大半が基盤強化法によるものへと移行しているためと考えられます。

7ページ下段をご覧ください。

3表の1は、農地法第4条・第5条の利用目的別の内訳です。前年と比較し、件数は、若干減少しています。

関連で8ページ上段をご覧ください。

3表の2は、利用目的別の転用面積の内訳です。

件数が若干減少する中で、面積的には約3倍の伸びを見せています。しかし、昨年の特徴として、浦川原区及び頸城区で、東北電力関係の送電線鉄塔建設仮設の一時転用が、約3.8ha占めていますので、工事が完了した令和3年及び令和4年の作付けからは農地に復旧することとなります。

次に4表は、農用地利用集積計画の決定状況です。

前年と件数はほぼ同数であります。面積で見ると約55ha 減少しております。このうち、新規契約は件数・面積ともに減少しており、面積にして約42haの減少となっています。最近では比較的長期の契約を締結する傾向にあり、契約終期到来の更新件数の変動によるものと思われれます。

最後になりますが、当地区は、平場から中山間地に至る広大で多様な環境にありますが、農地所有適格法人や認定農業者などへの農地の集積は進んでおり、利用権設定率は50%を超えています。

そうした中であって、昨年、頸城平野の真ん中であつた不適正管理農地が、委員各位のご尽力で解消できたことは喜ばしい出来事でした。一方、イノシシによる水稲被害は、いよいよ平場にも広がり、市全体の重要課題となっています。まさしく農地災害とも呼ぶべきこの現実には、本格的な対策が望まれています。

また、生産調整のための国による米の数量配分が、平成30年

度から廃止された影響もあってか、米価に大きな回復が見られず、農業の魅力を見失っている農業者も増えています。農業者の高齢化が進み、10年先の農業が見通せない中、これが農地の荒廃に繋がることのないよう農業委員・推進委員各位の更なるご尽力をお願いするところです。

我々は、農業と農地の生き残りを真剣に考える人の助けとなれるよう、積極的な日常活動と適正な審議を心掛け、地域農業の振興に努めなければならないとの思いを新たにし、第二農地部会の報告とします。

【議長】 ありがとうございます。

続いて、農政課題部会の報告を笹川部会長よりお願いします。

【笹川部会長】 農政課題部会の活動を報告します。

議案書は9ページです。上段の表をご覧ください。

令和元年は、部会を2回開催しました。

7月1日の第1回部会では、関係機関等に提出する意見について協議し、また、平成30年度に公表した参考賃借料の検証を行いました。

12月18日の第2回部会では、農作業労賃等検討会終了後、令和2年の農作業労賃と農業用機械利用料金参考額、それから関係機関等に提出する意見について協議しました。

なお、意見書については、本年1月15日に「村山市長」に提出したほか、その後、「JAえちご上越」並びに「各土地改良区」に提出しました。

農政課題部会の報告は以上です。

【議長】 ありがとうございます。

続いて、情報・年金部会の報告を金子部会長よりお願いします。

【金子部会長】 私からは情報・年金部会の活動を報告します。

議案書は9ページです。

初めに会議の開催状況です。中段の表をご覧ください。

去年は、部会を3回開催しました。

1月21日の平成30年度第3回部会では、農業者との意見交換会について協議しました。また、農業者年金の新規加入実績を確認し、今後の活動について協議しました。

4月18日の平成31年度第1回部会では、農業委員会だよりの掲載内容等の見直しについて協議しました。また、「農業者との意見交換会」の報告書について協議しました。

6月24日の第2回部会では、全国農業新聞の普及拡大計画と農業者年金の加入推進計画について、また、農業委員会だよりの編集等について協議しました。

次に情報提供活動の状況についてです。下段の表をご覧ください。

農業委員会だよりを2回発行しました。

内容は、昨年に引き続き、それぞれの地域で活躍する農業者や法人を紹介し、農業者が必要とする情報の提供に努めました。また、委員が取材・執筆を行い、委員会活動のPRに努めました。今後も紙面の充実に努めていきたいと考えていますので、ご意見やご感想があればお寄せください。

なお、今月17日に市の農林水産部との意見交換会を行いました。農林水産部から部長以下7名の職員が出席し、農業委員会からは運営委員と農政課題部会長と私が出席しました。内容は、市長へ提出した意見書について、農林水産部と課題を共有し、課題解決に向けた取組と取組における連携や役割等についてです。後日、報告書にまとめて配布しますので、今後の委員会活動の参考としていただきたいと思います。

情報・年金部会の報告は以上です。

【議長】 ありがとうございます。

最後に、農業委員会の会議の開催状況等について、村松会長職務代理より報告をお願いします。

【村松職務代理】 議案書10ページ、「Ⅲ会議の開催状況と内容」について、概要を報告します。

まず、「1 総会・全体会」ですが、平成30年度第2回総会を昨年2月27日に開催し、報告2件と議案1件を、それぞれ原案どおり承認、決定しました。

5月31日に開催した令和元年度第1回総会では、農業委員会活動の点検・評価や活動計画について決定しました。

10月31日には、第2回総会を開催し、本年4月の委員改選後の委員会体制について承認しました。

12月26日の第1回全体会では、「農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額」を決定しました。

次に、「2 運営委員会」です。

議案書の11ページをご覧ください。

会長、会長職務代理の私、農地部会長、農地部会長職務代理で構成する運営委員会は、昨年は6回開催し、本年4月の委員改選後の委員会体制について検討、熟議を重ねました。

続いて、「Ⅳ農業委員会集会・研修会の参加状況」です。

県農業会議が主催する研修会など、ご覧のような研修会に参加しました。

14ページには、「その他農政活動状況等」について、概要をまとめてあります。

農地所有者から農地法に基づく「和解の仲介」の申し出があったことから、農業委員3名が仲介委員として、関係者から聴取を行い和解に努めましたが、結果的に「仲介打切り」ということになりました。このほか、全国農業会議所主催の情報会議や会長大会をはじめ新潟県農業会議の定例総会等に定期的に出席したほか、委員各位から充て職により新潟県や上越市の審議会等の委員として出席していただいています。

以上で「会議の開催状況と内容」の報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。

ただ今、各部会及び農業委員会の会議開催状況等について、それぞれ報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、報告第1号は以上とします。

続いて、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」説明します。

議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号については、農地所有適格法人の事業状況等の報告をまとめたものです。

農地を所有、または賃貸借などの権利を取得し、農業経営を行っている農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の1の規定により、毎年、事業年度終了後3か月以内に、農業委員会に事業の状況を報告することが義務づけられています。

令和2年1月1日現在の法人数は162法人であり、このうち新たに設立された6法人については、決算期が到来していないため、報告を要しないこととなっています。報告を要する156法人については要件を確認したところ、本年1月1日現在においては、155法人については組織、事業、構成員、役員の4要件を満たしていますが、1法人については役員要件を満たしていませんでした。このため、この法人に対して指導を行った結果、改善し、現在は要件を満たしている状態となっています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので次に移ります。

報告第3号「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集結果について」

を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 報告第3号「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集結果について」説明します。

議案書の16ページをご覧ください。

まず、農業委員の募集結果について報告します。

募集は、令和元年12月23日から今年の1月22日までの1ヶ月間行い、定数24名を募集したところ22名の応募しかなく、定員に2名足りなかったため、本年1月23日から1月31日まで追加募集を行いました。

その結果、今度は3名の応募があったことから、2月4日に3名を2名にするための評価委員会を開催して選定を行い、その結果を含め、24名の候補者を市長に報告し了解を得ました。

次に、農地利用最適化推進委員についてですが、募集は農業委員と同様、令和元年12月23日から本年1月22日までの1か月間行いました。こちらは、区域ごとに定数を設定して募集したところ、全体の定数36名に対し35名の応募がありました。しかし、清里区と中郷区で応募がなかったため、農業委員と同じく、1月23日から1月31日まで、それぞれの区で1名ずつの追加募集を行いました。

その結果、中郷区では1名の応募、清里区では2名の応募がありました。そこで、清里区の2名について、2月17日に評価委員会を開催し、候補者1名を選定しました。

なお、当初応募において、和田・金谷・春日・三郷・高田の地区、いわゆる旧市1区について、定数4名のところ5名から応募があったことから、資料の当初募集期間の応募数が35名となっていますが、そのうちの1名が農業委員にも応募しており農業委員候補者と決まったことから、旧市1区については評価委員会での評価の対象となりませんでした。

今後の予定を3に記載していますが、農業委員については、3月の市議会で同意をいただき、推進委員については、4月30日開催予定の農業委員会総会での選任を予定しています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がありませんので次に移ります。

次の議案第1号「令和2年度上越市農業委員会業務方針について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案第1号「令和2年度上越市農業委員会業務方針について」説明し

ます。

議案書は、17 ページをご覧ください。

まず、1 の基本方針を読み上げます。

『人口減少社会となった我が国において、農業と農村をとりまく環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、さらには、長引く農産物価格の低迷や生産資材の高騰による農業経営の圧迫など、依然として厳しい状況が続いております。また、イノシシ等の野生動物による農作物への被害の拡大や、当市ではさらに昨年夏の猛暑によるコメの品質低下などもあり、農家における営農意欲の減退や農業所得の減少が懸念されています。

このような中、国では、平成 27 年に農業委員会等に関する法律の改正、また、令和元年には農地中間管理事業の推進に関する法律を改正し、「担い手への農地等の利用の集積と集約化」「遊休農地の発生防止と解消」「農業への新規参入の促進」を農業委員会の主たる任務と位置付けるとともに、集落や地域の農地を将来にわたって守るために集落等で策定する「人・農地プラン」の実質化に向けて農業委員会の役割を明確にしたところであり、地域農業の維持、振興に対する農業委員会の役割はますます重要性を増しているところであります。

上越市農業委員会では、平成 29 年 4 月から改正農業委員会法に基づいた体制を整備し、本年 4 月の委員改選後も引き続き、農業者の公的代表機関としての役割を果たすべく、農業委員会法や農地法等の関係法令に基づく業務を適正・着実に遂行するとともに、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した中で、「行動する農業委員会」として、以下の事業に取り組んでまいります。』という内容でまとめ、2 の事業計画に具体的な取組を記載しました。

概要を申し上げますと、まず、(1) の目標などの策定及び点検・評価については、例年策定している年度目標と活動計画に基づき活動を行っていくこととします。なお、この計画等は、改選後の総会で提案します。

(2) の農地対策では、実質化された人・農地プランを策定するために開催される集落等の話し合いに積極的に参画するとともに、農地中間管理事業の活用などによる農地の利用集積の支援や、農地パトロールなどによる遊休農地の発生防止等に努めます。

(3) の農政対策では、農業者等との意見交換や農業委員会だよりの発行のほか、昨年度から実施した農業経営意向調査で、「相談したい」と回答された方への戸別訪問による相談活動を実施し、現場活動を進めるうえでの基礎資料にしたいと考えています。

(4) のその他の対策については、本年 4 月の委員改選後には新しい委員が誕生することから、委員会業務や農地制度等に関する研修に積

極的に参加していきたいと考えています。

なお、年間の事業日程については、20 ページ及び 21 ページをご覧ください
ただければ幸いです。

いずれにしても、「農地利用の最適化」を推進するためには、全国農業新聞などの普及活動を通じて、農業者にその意義や各種支援施策の理解を深めるほか、全体会、地区会議の活動を活発化することが重要です。し、県農業会議や市、県などとの連携が大切であると考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

説明は、以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問ありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。

本案を承認することに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声、多数》

【議長】 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 2 号「上越市農業委員会会議規則の一部改正について」
を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書 22 ページをご覧ください。

「議案第 2 号 上越市農業委員会会議規則の一部改正について」説明
します。

改正理由は 2 点あります。

1 点目ですが、現行の会議規則の中にある「部会」は「農地部会」を
示していますが、改選後の新体制においては条例で「農政部会」を規定
することから、公式には 2 種類の部会が存在することになります。この
ため、この会議規則では「農地部会」について定めていることを明確に
するための改正となります。

なお、「農政部会」については、このあとの議案として、新規に規程
を定めることとなります。

改正理由の 2 点目ですが、委員改選後の推進委員は、総会及び農地部
会への出席を義務化することから、それをこの規則で規定するものです。

23 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正前では、第 1 条中、「部会」となっていますが、これを改正案で
は「農地部会（以下「部会」という。）」に改めます。

また、第 17 条第 1 項に「必要があると認めるときは、総会若しくは
部会への出席を求めることができる。」と加え、2 項に「推進委員は、前
項の規定により総会又は部会に出席を求められたときは、当該総会又は

部会に出席しなければならない。」旨を、新たに規定します。

なお、本議案から議案第4号については、市の法務担当と協議した上で提案しているものです。

説明は、以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。

本案を承認することに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声、多数》

【議長】 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第3号「上越市農業委員会農政部会の組織及び運営に関する規程の制定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書29ページをご覧ください。

「議案第3号 上越市農業委員会農政部会の組織及び運営に関する規程の制定について」説明します。

議案第2号の会議規則は、総会と農地部会について定めたものですが、新体制における「農政部会」については、組織構成や会議の運営等に関して規定するものはありませんので、新たに制定するものです。

なお、農政部会の所掌事務や定数については、12月議会で承認をいただいた「部会の設置条例」で規定してあります。

主な内容としては、第2条の「部会の構成」では、1項として、「農業委員と推進委員で構成する」こととし、2項で、「それぞれおおむね8名」を定数とすることとしています。

また、第5条の「総会との関係」では、1項として、「総会は、農政部会に対し報告を求めることができる」とし、2項では、「農政部会員以外の委員も農政部会に出席できる」ことを規定しています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明について、ご意見、ご質問等をお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。

本案を承認することに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声、多数》

【議長】 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第4号「上越市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書 30 ページをご覧ください。

「議案第 4 号 上越市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」説明します。

委員改選後に設置される「農政部会」の業務を所管する係を明確にするために改正するものです。

31 ページの新旧対照表をご覧ください。

農政部会の業務を農政係が所管することとし、第 2 条 農政係の 2 に「農政部会に関すること」を追加し、3 以下の番号を順送りにします。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明について、ご意見、ご質問等をお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。

本案を承認することに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声、多数》

【議長】 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

<7 その他>

【議長】 次に「7 その他」に移ります。

「(1) の資料 1 令和 2 年度予算の概要について」から「(4) の資料 4 市農林水産部との意見交換会について」まで、一括で事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書 38 ページをご覧ください。

「資料 1 令和 2 年度予算の概要」についてご説明します。議会議決前であり決定ではありませんので、ご承知おきください。

令和 2 年度は、委員改選により、農政部会長や農地利用最適化推進委員の報酬の改定と推進委員の農地部会への出席の義務化に伴う経費、その他、適正な委員会活動を行うために必要な予算を確保いたしました。

歳出は、8,247 万 1 千円で、前年度比 1,400 万 9 千円の減、率にして 14.5%の減です。

歳出減の主な要因は、農地利用最適化推進委員の定数を 48 名から 36 名に減員することに伴い報酬が減ったこと、また、農業委員会だよりを農協の機関誌と一緒に農業者に配布することにより農事協力員への委託料が減ったことなどです。

財源としては、証明書発行の手数料のほか、県からの補助金、交付金、年金事務等に対する委託金で、歳出との差し引き 5,792 万 5 千円が、一般財源、つまり市の単独持ち出しとなっています。

次に、議案書 39 ページ、「資料 2 令和 2 年版上越市賃借料情報」をご覧ください。

農地法第 52 条では、農業委員会は、賃借料の動向などの情報の収集、整理、提供を行うこととされています。

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間に、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法に基づき申請のあった契約を整理し、「賃借料情報」として提供するものです。

地区やほ場条件等の区分は、従来の「標準小作料」と同様とし、平均、最高、最低額を表示しています。なお、平均額欄のカッコ書きの金額は、前年と比較した金額です。

この賃借料情報は、全国農業会議所が作成した「手引き」により算出したもので、特殊な契約条件、例えば、「親戚間における低価格な賃貸借」や「集落営農組織への高額な賃貸借」のような案件は除外し、また、賃料を「米による物納」としているものは、農協の販売価格に換算したほか、データ件数の少ないものは参考値としないため、空欄としています。

この賃借料情報は、市のホームページに掲載するほか、事務局や各総合事務所の窓口にありますので、小作料についての相談があった場合などにご活用ください。

次に、議案書 46 ページ、「資料 3 令和 2 年度定例農地部会年間予定表」をご覧ください。

令和 2 年度の定例農地部会の年間予定表です。

各農地部会の開催通知は、毎月、開催日の 1 週間前までに「議案書」を同封しお知らせしていますが、あらかじめ、日程の調整をお願いします。

第一農地部会と第二農地部会の開催日は、重ならないように調整していますが、5 月、12 月、2 月については、農地部会の終了後、総会や全体会等を計画していますので、開催日を同日としています。

次に、議案書 47 ページ、「資料 4 市農林水産部との意見交換会について」をご覧ください。

年金・情報部会長の報告にもありましたが、2 月 17 日の月曜日に、市民プラザで「農林水産部との意見交換会」を開催しました。

意見交換会については、一昨年は大規模農業者の方と、昨年は、中小規模経営の個人農業者の方と行い、結果を意見書にまとめて、2 年続けて市長をはじめ、関係機関に提出しました。

ここ数年、農業者の方と意見交換を行ってきましたが、今回は、前農

林水産部長のときから農業委員会と意見交換をしたいとの要望があったことと、当委員会も4月に改選ということもあり、意見書の提出のためというよりも、これまで提出した意見書の内容を中心に意見交換し、共通認識を持ち、現場活動に生かしたいとのことで、農林水産部との意見交換の場を設けました。

農林水産部からは、幹部職員…近藤部長はじめ、参事、課長、副課長、係長の計7名の方に出席いただきました。農業委員会からは、荒川会長はじめ運営委員6名と農政課題部会長、情報・年金部会長の計8名と事務局3名が出席し、合計18名で行いました。

4つのテーマを準備しましたが、活発に意見が出されたため、結果的に議論できたのは、資料にあるとおり、「担い手の確保、新規参入の支援について」と「人・農地プランの実質化について」の2つとなりました。

時間としては、休憩なしで予定の2時間を超える会となり、内容としてもかなりの分量となりましたが、主なところをピックアップし資料にまとめました。市側としては、特に、「人・農地プラン」の話し合いや農業者からの相談業務での農業委員会との連携強化を望んでいるように感じました。

開催から間もないため、まだ、まとめていませんが、全体的に少し整理をして、改選後の委員に引き継ぎたいと考えています。

【議長】 事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 質問等がないようですので、次に移ります。

「(5)その他」ということですが、事務局から何かありますか。

【事務局長】 今期限りで農業委員、推進委員を引退される方にお願いです。

皆さんが現在お使いの腕章、名札と名札ケース、委員章、帽子については公費で購入したものは返却をお願いします。また、皆さんの中には自費で購入した方もいらっしゃいますが、そのような方は是非、寄付してもらえれば有難いです。

4月の農地部会終了後、返却或いは寄付をお願いします。

私からは以上です。

【議長】 委員の皆さんから、何かありませんか。

【関川委員】 我々の任期はいつまでか教えてください。

【事務局長】 本年4月28日までの任期です。

本来であれば、その翌日に総会を開いて会長の決定や推進委員の選任を行います。今年4月29日が祝日ですので、4月30日に総会を開く予定です。

【議長】 ほかに意見や質問ありませんか。

《しばらく待つが質問等なし》

【議長】 ほかにないようですので、総会の席ではありますが、私から親睦会の会計について、一点報告があります。

昨年のこの会議で西條委員から意見がありました「にいがた女性農業委員の会」の年会費についてです。この会は任意の団体であること、他市町村では行政が負担しているところが少ないことから、行政として年会費を負担することはできないとのこと。このため、この会を正式な会とするよう県農業会議に働きかけましたが、実現が難しいとのことでありました。

しかしながら、私としては、女性委員の活動を支えたいという思いがありますので、親睦会会計から年会費一人 3,500 円の二人分 7,000 円を支出することにしたいと思い、先日の運営委員会で賛同をいただきました。皆さんからもご了承をお願いします。

《「異議なし」の声、多数》

【議長】 皆さんの賛同を得られたと判断しますので、そのように対応します。

< 8 閉会 >

【議長】 以上で予定した協議はすべて終了しました。
これをもって議長の任を退き、閉会とします。
ご協力ありがとうございました。